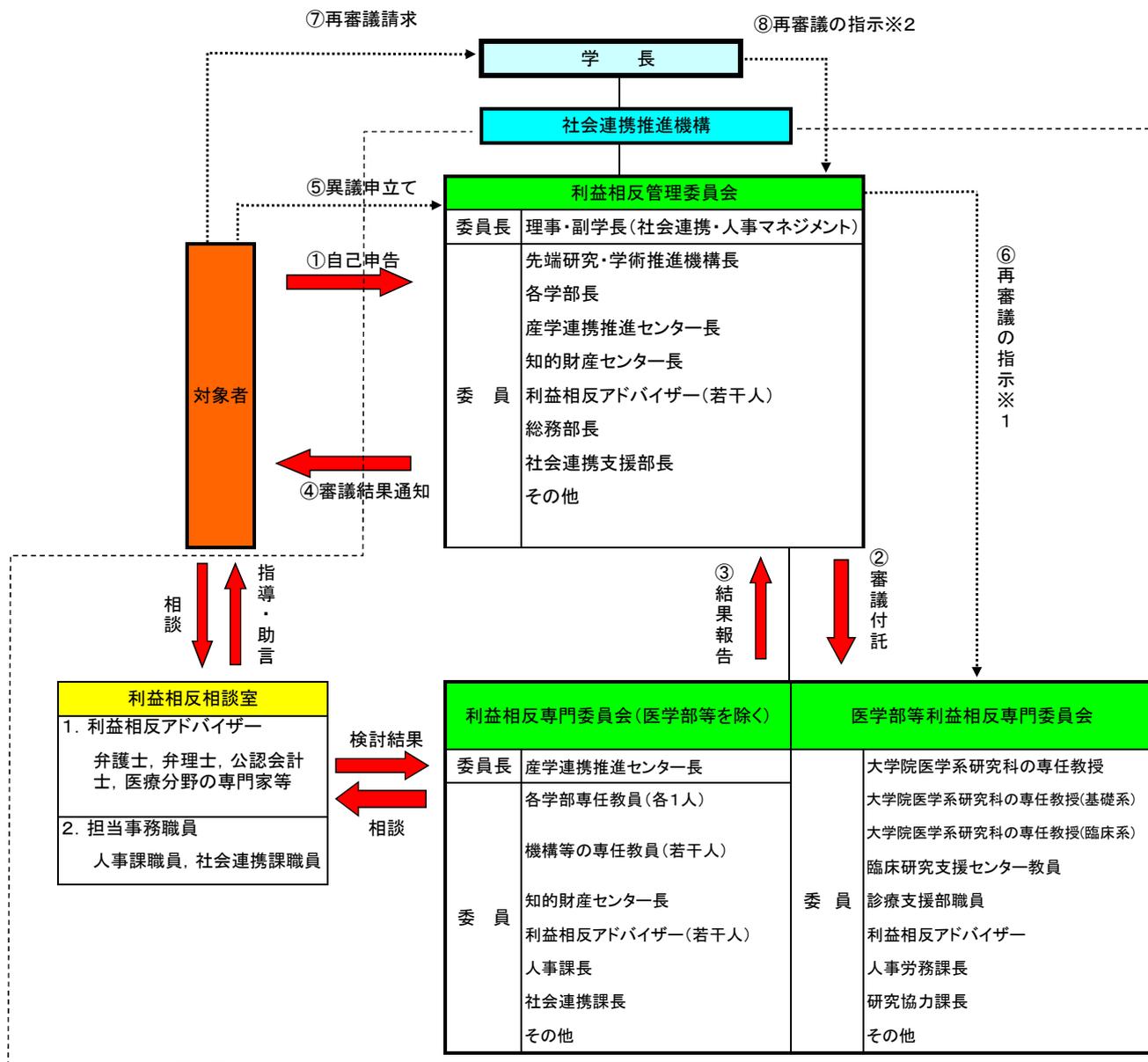


国立大学法人愛媛大学利益相反管理体制



※1 ア) 「⑥再審議の指示」を受けた利益相反専門委員会又は医学部利益相反専門委員会は、異議申し立ての争点を中心に再審議を行い、その結果を利益相反管理委員会へ報告する。
イ) ア)の結果を受け、利益相反管理委員会の最終判断を対象者に通知する。

※2 ア) 「⑧再審議の指示」を受けた利益相反管理委員会は、再審議請求の争点を中心に再審議を行い、その結果を学長へ報告する。
イ) ア)の結果を受け、学長は最終判断を対象者に通知する。この場合、対象者は、学長の決定に従う。